

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抜粋）
（昭和二十五年法律第七十五号）

（認定に関する業務の実施）

第十七条の五（略）

- 2 登録認定機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により認定、その取消しその他の認定に関する業務を行わなければならない。
- 3 （略）

（改善命令）

第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十二 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 農林水産大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 二 正当な理由がないのに第十七条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 三 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 不正の手段により登録を受けたとき。
- 3～5 （略）
- 6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
（昭和二十五年六月九日農林省令第六十二号）

（登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条 法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項及び第二項並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準
 - イ 認定をしようとするときは、当該認定の申請に係る工場、ほ場又は事業所における第二十九条第一項各号若しくは第二項各号（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十六条各号に掲げる事項（以下この項において「認定事項」という。）が第二十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十六条の規定により農林水産大臣が定める認定の技術的基準であつて当該申請をした者（以下この号において「申請者」という。）に係るもの（以下この項において単に「認定の技術的基準」という。）に適合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。
- （以下、略）

○有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（抜粋）（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

(1) ほ場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、同項基準の欄1の(1)の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。

(2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。

2 (略)

○有機農産物の日本農林規格（抜粋）
（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）

（生産の方法についての基準）

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
育苗管理	<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、<u>その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</u></p> <p>1 この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌</p> <p>2 <u>過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌</u></p> <p>3 別表1の肥料及び土壌改良資材</p>

○ 行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）（抜粋）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

（弁明の機会の付与の方式）

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）